

資料提供	
令和5年12月25日	
課名	港湾振興課
担当者	吉牟田
内線	4020
直通電話	082-513-4020

## 公有水面埋立法に基づく免許手続における不適正処理について

### 1 要 旨

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条に基づき福山市から出願があった公有水面埋立免許願書について、本日（12月25日）、適正な決裁手続を行わないまま福山市に交付した免許を取り消し、適正な事務手続を経た免許を交付した。

### 2 事案の概要

- (1) 出願者である福山市に対する埋立免許について、起案を行わず、県知事名で免許書を作成、公印を押印し、福山市へ交付した。
- (2) 上記による免許に基づき、福山市は埋立工事に着手した。

### 3 経 緯

- 令和4年12月19日 適正な決裁手続を行わないまま、福山市へ埋立免許を交付
- 令和5年3月17日 福山市が埋立工事に着手
- 令和5年11月30日 県において、埋立に係る事務処理を確認している中で、今回事案を把握
- 令和5年12月8日 適正な事務手続を経していないため、福山市に該当工事を中止していただくよう連絡
- 令和5年12月15日 交付済の免許は無効ではないことが確認できたため、福山市に工事中止は必要ない旨を連絡
- 令和5年12月25日 交付済の免許を取り消し、適正な手続を経た免許を交付

### 4 対 応

- (1) 交付済の免許は無効ではないものの、県の決裁処理が不適正なものであるため、聴聞手続を経た上で、本日、取り消した。  
なお、聴聞において、福山市から特段の意見はなかった。
- (2) 埋立願書の審査が完了したため、決裁を経て、本日、新たな免許を行った。
- (3) 今回の事案が発生した原因を調査し、それに基づく再発防止策を講じる。

## 別紙

### 埋立の概要

- (1) 出願者：福山市
- (2) 場所：平漁港（福山市鞆町）
- (3) 埋立地の用途：護岸用地、緑地・広場用地
- (4) 埋立免許面積：3,207.58㎡

位置図

